

監 査 報 告 書

令和 7年 5月 27日

学校法人旭川荘

理事長 仁 木 壯 様

学校法人旭川荘

監 事

力口 米 典 子



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの学校法人旭川荘の業務、財産状況及び理事の業務執行について関連する法令及び通知に従い監査を実施しました。監査結果について、監事の意見は次のとおりです。

- 1 事業報告は関連する法令及び通知に従い業務の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 2 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 3 貸借対照表は関連する法令及び通知に従い資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 4 理事の業務は関連する法令及び通知に従い適正に執行され、不整の点はないと認めます。
- 5 法人存続のため、学科再編計画を着実に推進していただきたい。

監 査 報 告 書

令和 7 年 6 月 3 日

学校法人旭川荘

理事長 仁 木 壯 様

学校法人旭川荘

監 事 板 谷 正 夫 

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの学校法人旭川荘の業務、財産状況及び理事の業務執行について関連する法令及び通知に従い監査を実施しました。

監査結果についての意見は、次のとおりです。

- 1 事業報告は関連する法令及び通知に従い業務の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 2 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 3 貸借対照表は関連する法令及び通知に従い資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- 4 理事の業務は関連する法令及び通知に従い適正に執行され、不整の点はないと認めます。
- 5 法人存続のため、学科再編計画を着実に推進していただきたい。